

新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について

6月14日以降における新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、御報告いたします。

1. 新型コロナウイルス感染者の発生状況について

はじめに、むつ市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況について御報告いたします。

第7波に入り、全国各地で感染者数が急増し、医療のひっ迫が報じられております。県内でも、保健所や医療機関と連絡が取れず、不安なまま自宅療養を余儀なくされる感染者が増えている地域も多数発生しております。

当市においては、7月8日頃から第7波に入ったとみられ、感染者の年代は、これまで小児が中心であったものから小児から高齢者までの年代に拡大し、8月16日には新規感染者数が86人となり、過去最多を更新いたしました。

第7波に入ったとみられる7月8日から8月19日まで累計1,567人の新規感染者が確認されるとともに、クラスターが7件発生しております。

この7件のクラスターには、むつ総合病院で発生した2件のクラスターも含まれております。

むつ総合病院によりますと、7月18日にメンタルヘルス科病棟看護師1人の感染が判明したため、職員及び入院患者の検査を継続して実施した結果、7月26日までに13人の感染が判明いたしました。

この間、当該病棟の入院受け入れに一部制限をしておりましたが、7月27日以降、新たな感染者は確認されず、8月5日に当該クラスターの終息及び通常診療となったことが公表されております。

その後、8月14日に内科において発生したクラスターについては、8月11日から15日までに当該外来の医師及び看護師等関連スタッフ計12人の感染が判明したものであります。

これにより、当該外来は、8月15日から本日8月23日まで受付時間を短縮するなど、診療を制限しております。

また、この度の第7波の感染拡大により、むつ保健所の業務がひっ迫したため、青森県から市に対し職員の派遣要請があり、8月8日から9月2日まで、土日祝日を除く計19日間で、延べ38人の職員を派遣することとしております。

現在、新型コロナウイルス感染症に係るむつ市版の感染状況レベル分類ではレベル2「警戒を強化すべきレベル」となっております。

市民の皆様におかれましては、引き続き感染リスクの高い行動は避け、日常生活を送っていただければと存じます。

2. 民間医療機関等による電話診療について

次に、民間医療機関等による電話診療について御報告いたします。

これまで、新型コロナウイルス感染症に係る検査、診療等は全てむつ総合病院が担っておりましたが、感染の拡大状況によっては同院の医療提供体制がひっ迫する可能性があることから、むつ下北医師会及びむつ下北薬剤師会の御協力のもと、民間医療機関による自宅療養者の電話診療を8月10日から開始いたしました。

また、電話診療において処方された薬につきましては、市内調剤薬局と市が連携し、自宅療養者にお届けしております。

これにより、受診を希望する方が長時間待つことなく診察を受けることができ、薬がその日のうちに届くこととなるため、安心して療養期間を過ごしていただけるものと考えております。

3. 抗原検査キット配布センターの開設について

次に、抗原検査キット配布センターの開設について御報告いたします。

青森県では、発熱等の症状がある方のうち、重症化リスクが低いと考えられる方を対象に無料の抗原検査キットの配布を開始いたしました。

これは、発熱外来の受診者が急増する中、御自身で検査していただくことにより、医療機関の負担軽減に寄与するものであります。

むつ市内では、むつ総合病院臨時駐車場に抗原検査キット配布センターを8月15日から開設し、8月19日現在、配布数は645個となっております。

4. むつ市PCR検査センターの運用状況について

次に、むつ市PCR検査センターの運用状況について御報告いたします。

これまでの検査件数は、8月19日現在、3,959件となっております。

同センターの運営期間は、青森県PCR検査等無料事業の実施期間と同様の8月31日までとなっております。

引き続き、感染対策に万全を期し、安心して検査を受けていただけるよう努めてまいります。

5. 総合相談窓口及び自宅療養者に対する支援について

次に、総合相談窓口及び自宅療養者に対する支援について御報告いたします。

感染者の急増に伴い、7月30日からは土日祝日を含め、毎日開設しております。

8月19日現在、相談件数は768件、自宅療養者の買い物支援は40件となっております。

今後も市民の皆様の不安を解消するとともに、自宅療養者が安心して療養できるよう支援してまいります。

6. 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画について

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画（プロジェクトG）の進捗状況について御報告いたします。

<3回目接種の状況について>

まず、3回目接種の状況についてであります。8月19日現在、12歳以上で2回目接種を終えた方のうち42,621人が接種を終え、接種率は94.8%となっており、4月に実施した、むつマエダアリーナでの大規模接種終了後も、むつ総合病院や市内医療機関の御協力と御尽力をいただきながら継続的に接種を推進しております。

<4回目接種について>

次に、4回目接種についてであります。4回目接種の対象は、60歳以上の方、18歳から59歳までの方のうち基礎疾患を有する方及び重症化のリスクが高いと医師が認める方で、3回目の接種から5か月以上経過した方に加え、7月22日からは、新たに医療従事者及び高齢者施設等の従事者が接種の対象となりました。

8月19日現在、60歳以上の方につきましては13,796人が接種を終え、接種率は67.1%となっております。また、基礎疾患を有する方等と医療従事者等につきましては、1,111人の接種が終了しております。

7. 経済対策及び雇用対策について

次に、経済対策及び雇用対策について御報告いたします。

まず、むつ市議会第164回臨時会で御議決を賜りました経済対策第7弾のうち主な事業の8月19日現在の進捗状況について御報告いたします。

はじめに、「むつ市あんしん飲食店等・生産者応援金事業」につきましては、7月31日をもって申請期間が終了し、905件の申請を受け付け、893件分、8,719万7,000円の給付を完了しております。

次に、「離職者生活・再就職支援給付金事業」につきましては、359件の申請を受け付け、355件分、3,550万円の給付を完了しております。

なお、これら市の給付金事業及び国の支援事業につきましては、申請及び問合せに関する事務を誘致企業である株式会社エスプールグローバルむつBPOセンターへ代行させることにより、夜間休日における対応が可能となり、市民の皆様の利便性向上に寄与したものと考えております。

次に、「プレミアム付飲食券事業」につきましては、発行予定数1万5,000セットに対し、1万4,665セットを販売しておりますので、10月末までに7,332万5,000円相当が利用されることとなります。

次に、「プレミアム付タクシーチケット事業」につきましては、発行予定数5,000セットに対し、3,799セットを販売しておりますが、販売期間は11月末までとなりますので全数を販売することにより、12月末までに2,500万円相当のタクシー利用がなされることとなります。

次に、「ジオ・スタイル・ウェディング事業」につきましては、想定件数50組に対し、27組の申込みを受け付けており、撮影につきましても順調に行われていると伺っております。

次に、「にぎわい再生イベント推進事業」につきましては、むつ市、むつ商工会議所、むつ市観光協会及び下北物産協会で構成する実行委員会が主催又は共催するイベントといたしまして、6月18日には大湊海自カレー誕生5周年を記念した「大湊自衛隊グルメフェスティバル2022」がプラザホテルむつにおいて、また、8月6日、7日の両日には「サマー・ウォーター・フェスティバル」が金谷公園において開催されたほか、9月9日、10日には「かわうち・まりんビーチ・ライトアップフェス2022」が、かわうちまりんビーチにおいて開催される予定となっております。

また、実行委員会が経費の一部を補助するイベントといたしましては、6月19日に「第29回大畑海峡サーモン祭り」が大畑町魚市場において開催されたほか、PARK DAIKANYAMAにおいては、夜風に当たりながらライトアップされた空間でお食事とお酒を楽しむイベント「パークテラス」が7月30日にスタートし、10月まで随時開催される予定となっております。さらに、8月13日には川内ネブタの代替イベントとして「かわうち酔市」が、8月20日には「みこし祭り」の代替イベントとして「夏まっさかり獅子と歩みの夏みこし祭り」が開催されたほか、今後におきましても、更に4事業が実施予定となっております。

次に、「緊急雇用創出事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方10人を7月から市の会計年度任用職員として緊急的に雇用しております。

次に、2次販売による「2021プレミアム付商品券事業」につきましては、2万9,040セットを販売し、6月末までに3億4,785万9,000円分が利用され事業を終了しております。

次に、先のむつ市議会第252回定例会で御議決を賜りました、新型コロナウイルス感染症による影響及び原油高に対する経済対策第8弾の8月19日現在の進捗状況について御報告いたします。

まず、「燃油価格高騰対策支援金事業」につきましては、8月1日から申請の受付を開始し、397件の申請を受け付け、98件分、371万8,000円の給付を完了しております。なお、本事業につきましても誘致企業への事務代行により、夜間・休日も対応する特設コールセンターと申請窓口を開設し、市民の皆様の利便性向上を図っております。

次に、「宿泊業経営安定化支援金事業」につきましては、8月1日から申請の受付を開始し、7件の申請を受け付け、現在、給付の手続きを進めております。

次に、「ごみ袋配布事業」につきましては、川内・大畑・脇野沢地区で配布が完了しており、むつ地区におきましても今月下旬から10月中旬までの間で配布を予定しております。

次に、「水道料金支援事業」につきましては、8月検針分から開始しており、10月検針分までの3か月間の基本料金が無料となります。

次に、5月31日で生産業務が終了となったアツギ東北株式会社むつ工場における離職者への支援についてであります。同日までに378人が離職となり、7月31日現在で、169人の再就職が決定しております。

市では離職者支援として、再就職希望者へのアンケート等を先頃実施し、希望が多かった技能試験3級合格を目指すパソコン講習会を8月から開催しており、現在、30人の方が受講しております。

また、今後、再就職希望者と人手不足の企業とのマッチングの機会として、むつ公共職業安定所や企業の皆様と連携し、「むつ市合同企業説明会」を再度開催するなど、求職者の皆様に寄り添い、引き続き、早期の再就職に向けた支援を関係機関と一丸となって実施してまいります。

8. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について御報告いたします。

当該給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯への生活支援として、児童一人当たり一律5万円を給付するもので、全額国費での対応となります。

給付実績につきましては、申請が不要な、本年4月分の児童扶養手当の受給世帯603世帯、845人及び児童手当又は特別児童扶養手当の受給世帯のうち本年度分の住民税非課税世帯172世帯、331人、総額5,880万円の給付を6月30日に終了しております。

また、直近で収入が減少した世帯等の申請を要する世帯につきましては、7月1日から申請の受付を開始し、7月31日現在、16世帯、19人、金額にして95万円の給付を完了しております。

9. 青森県子育て世帯臨時特別給付金給付事業について

次に、青森県子育て世帯臨時特別給付金事業について御報告いたします。

当該給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、給食費や食材料費等の物価高騰に直面する子育て世帯に、児童一人当たり2万5,000円を給付するもので、全額県費での対応となります。

対象といたしましては、4,500世帯、7,200人を見込んでおり、給付金1億8,000万円を含む関係予算1億8,241万9,000円を、本定例会に上程し御審議いただくこととしております。

今後のスケジュールといたしましては、申請が不要な本年9月分の児童手当の受給世帯には10月31日の支給を、申請が必要な公務員や高校生等のみを養育して

いる世帯等につきましては、11月以降に申請受付を開始し、11月末からの支給を予定しております。

10. 保育施設等の感染症対策について

次に、保育施設等の感染症対策について御報告いたします。

保育施設等において相次いで感染者が確認されている状況を踏まえ、保護者の皆様には、引き続き、お子様の健康観察と体調不良時の登園自粛等について御協力をいただいております。

また、令和4年8月3日付けで、保育所等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の青森県の対応方針が一部改正となり、保育所等における積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は実施しない方針となったことを受け、保護者の皆様及びなかよし会運営事業者には対応方針の変更について周知するとともに、保育施設長を対象とした説明会を8月10日に開催しております。

なお、幼稚園、保育園が臨時休園となった場合に備えた代替保育につきましては、令和4年8月19日現在、登録者数は78人となっております。

11. 介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所等における感染症対策について

次に、介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所等における感染症対策について御報告いたします。

7月中旬以降、市内における感染者数の増加に伴い、当該事業所関連施設におきましても、高齢者施設でのクラスターのほか、複数の施設において感染者が発生しております。

このような状況を踏まえ、当該関連事業所等におきましては、国及び青森県から示されております感染予防対策を徹底するほか、利用者の生活の場である入所施設において感染者が発生した場合などにつきましては、むつ保健所の指示により、感染拡大防止のため、適切な感染対策に努めているところであります。

また、市といたしましても、当該施設と密に連絡をとり、状況把握に努めるとともに、必要なサービスの継続が図られるよう、介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所等に対し、改めて感染症対策の徹底に努めていただくよう文書によりお願いしております。

12. 市内の小中学校における学校活動等について

次に、市内の小中学校における学校活動等について御報告いたします。

市内の小中学校における児童生徒の感染者数は、6月の1か月間で24人であったものが、第7波の影響により、7月の1か月間では101人となり、約4倍となりました。

また、小中学校において、検査対象となったこと及び風邪症状等により登校できず、学習に影響を受けた児童生徒数は、6月、7月共に最も多い日には、188人となり、多くの児童生徒に影響を及ぼしたところであります。

学習機会を保障するため、タブレット端末の持ち帰り及びオンライン授業の実施につきましては全小中学校の校長に対し、夏季休業中には実施体制を整え、2学期から実施するよう通知したところであり、全校での持ち帰りが可能となるよう支援してまいります。

<小中学校において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の取扱いについて>

次に、小中学校において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の取扱いについてであります。国及び青森県においては、昨今のオミクロン株の特性から、積極的疫学調査等の取扱いが変更となり、これまで保健所が実施しておりました小学校の疫学調査、濃厚接触者の特定等については、クラスター発生以外では実施しない方針となりました。

これを受け、各学校において、感染者が発生した場合でも、他の児童生徒の体調に不安がない場合は、通常の学校生活を維持することとし、8月22日付けで全小中学校の校長に対し通知したところであり、引き続き、学校と連携し対応してまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について御報告させていただきます。

今後も、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、今後ともきめ細かな対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。